

## 元日野サンプラザ有効活用検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 日野町の商業の集積地であり、交通の要所でもある国道181号線の一等地に立地する元日野サンプラザについて、店舗や事務所等の誘致による雇用創出、交流人口の拡大及び賑わいづくりなどの拠点施設として有効に活用する方法を検討することを目的として、元日野サンプラザ有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、元日野サンプラザの活用方法の検討及び町への提言等を行うために必要な事項を所掌する。

### (委員)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるものから町長が委嘱する。

- (1) 住民、関係団体から選任する者
- (2) その他、町長が特に必要があると認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### (アドバイザー)

第5条 町長が特に必要があると認めた場合は、委員会にアドバイザーを若干名置くことができる。

2 アドバイザーは、委員会の求めに応じて会議に出席することができる。

### (報償費)

第6条 委員及びアドバイザーには委員会1回につき1人2,500円を報償費として支払う。

### (組織)

第7条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

### (委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、町企画政策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。